

# 漢代辺境における令史と尉史

吉川 佑資

はじめに

漢代は官僚制度の整備と共に文書行政が発達した時代であるとされてきた。事実、漢代の辺境軍事組織が置かれていた居延から多数の漢簡（居延漢簡）が発見され、そこに記される内容から当時の文書行政の末端の実態が解明されると、漢代における文書行政が非常に整備されたものであることが確認されたのである。

当時の文書行政の最末端を担っていたのが、令史や尉史・候史と呼ばれる地方の史、すなわち書記官であった。彼等、最末端の書記官は、居延漢簡に多く出現する。しかし、彼等が具体的にどこに所属し、どのような職務についていたのかについては、金燁氏の研究などのように、末端の史は単に書記官と考えられ、従来あまり触れられてこなかった<sup>(1)</sup>。

本稿は、このような漢代の地方書記官の実態を解明することを目的とする。そこで、末端の地方書記官の中で比較的史料が豊富な令史に焦点を当てることにしたい。

令史については、文献史料や張家山漢簡の「二年律令・史律」に見える規定から、その任用には一定の文字知識が必要とされたことが判明した<sup>(2)</sup>。しかし、令史の職能が何なのかについては、未だ整理がなされていない。従来の研究は「令史＝書記官」とするだけで、合理的な説明が附される事はなかった。これらの問題の回答を得るには、令史に関して豊富な記述がある居延漢簡に見られる令史の特徴を知る必要があるであろう。

また居延漢簡では、令史と尉史が候官に所属し、同じ官の内部に二つの名称の違う「史」が存在していた。この二史が、互いに異なる職能を持つのであれば、その並立状態になんら疑問はない。しかし、その職能は殆んどが、同じものであった。そのような状況を招いた理由は何なのか。これは、漢代の書記官の実相に迫る上で重要な問題となろう。

以上のような問題点を念頭に置いて、居延漢簡にみえる書記官の実態を探っていくことにする。なお、引用する居延漢簡は、甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・中国文物研究所・中国社会科学院歴史研究所編『居延新簡 甲渠候官 上・下』（中華書局 1994）、『居延漢簡釋文合校』（文物出版社 1987）、『秦漢魏晋出土文献 居延新簡』（文物出版 1990）による。また、居延新簡で『居延新簡 甲渠候官 上・下』と『秦漢魏晋出土文献 居延新簡』の積文に異同が存在する時は、基本的に後者の積文に依拠している。引用した簡牘にみえる記号は、「☐」は簡の断裂、「□」は一字不明瞭、「……」は数文字不明瞭を意味している。

## 一 令史の呼称に関する検討

令史について具体的に見ていく前に、なぜある特定の書記官を「令史」と呼んだのかについて検討する。これに関する先行研究は皆無で、はっきりとした事は解らない。しかし、その指針となる記述が『漢旧儀』に存在する。それは、後でひく『史記』項羽本紀の「陳嬰者、故東陽令史…」とい部分に対する晋灼の注が引く、

更令吏曰令史，丞吏曰丞史，尉吏曰尉史，捕盜賊，得捕格。 (『漢旧儀』下卷)  
という記述である。ここから令の吏、つまり令に従う吏を令史と呼んだのだということが解る。では、この「令」とは一体どの官職を示すものなのであろうか。そこで令史が漢代どこに所属していたのかを見てみると文献史料に、

陳嬰者，故東陽令史，居縣中，素信謹，稱為長者。東陽少年殺其令，相聚數千人欲置長，無適用，乃請陳嬰。 (『史記』項羽本紀)

高祖之初與徒屬欲攻沛也，嬰時以縣令史為高祖使。上降沛一日，高祖為沛公，賜嬰爵七大夫，以為太僕。 (『史記』樊鄴滕灌列伝)

とあるので、まず縣に所属していることが解る。

漢代では、萬戸以上の縣の長官を縣令といった<sup>(3)</sup>。先の『漢旧儀』の記述の「令」が縣令であるならば、縣の長官の史を令史とするのだという事になる。しかし、萬戸以下の縣の長官は縣長であるから、「萬戸」以下の縣では先の『漢旧儀』の原則をあてはめれば、縣長の史は令史ではなく「長」史であるということになる。だが縣に「長」史が存在したという事例は見出せない。縣の長官の史は一律に令史と呼ばれていたであろう。

縣の他には、

趙禹者，釐人。以佐史補中都官，用廉為令史，事太尉亞夫。亞夫為丞相，禹為丞相史，府中皆稱其廉平。然亞夫弗任，曰「極知禹無害，然文深，不可以居大府。」今上時，禹以刀筆積勞，稍遷為御史。上以為能，至太中大夫。與張湯論定諸律令，作見知，吏傳得相監司。用法益刻，蓋自此始。 (『史記』酷吏列伝)

丞相司直諫大夫，秩六百石。丞相少史，秩四百石。次三百石，百石，書令史斗食，缺試中二十書佐高第補。因為騎史。 (『漢旧儀』上卷)

とあるように縣以外に、中央の太尉府と丞相府に令史が所属していた事例が見える。この令史についてみてみると、その上官に令が存在していたということは出来ない。

以上のように漢代において令史が所属する官に令史の「令」の拠り所となるような令は「萬戸以上の縣」にしか存在せず、『漢旧儀』の説くような史の呼称原則は当時の官制上の法則に当て嵌まるものではなかったのである。特に後漢時代に成立した『漢旧儀』に記される丞相府所属令史の存在は門下と諸曹の制度が整備された後漢時代の官僚組織が念頭に置かれた記事である。そのことは、令史が書記官という吏の職務を示す役職名として一般名詞化していたことを示唆するものであろう<sup>(4)</sup>。実際、辺境の軍事組織の行政文書である居延漢簡には令が存在しない官に令史

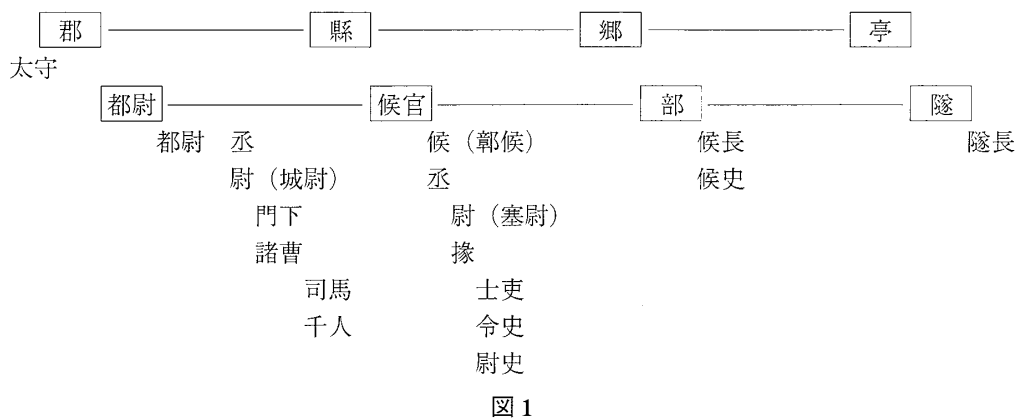
が存在している例が多数あり、令史という呼称が一般名詞化していた事を如実に物語っている。ならば、冒頭に引いた『漢旧儀』の記載は何を意味するものなのであろうか。おそらくは『漢旧儀』自体、令史が一般名詞化した後のものであろう。それは、史（もしくは吏）の呼称原則を示す当時において通用した概念の様なものであったと考えられる。要するに、現在は違うが本来はこのように行われていたのだという事を記しているのであろう。

中央と地方に令史が所属することが確認されたが、本稿では中央の令史と比して、比較的史料が豊富な地方の令史を考察の対象とする。

次項から、居延漢簡を中心にして地方の令史について見ていく事にする。

## 二 令史の所属先に関する検討

地方の令史の所属先について文献史料から知り得る事柄は、縣に所属するというのみである。では、居延漢簡に見えるような軍政組織内において令史はどこに所属していたのであろうか。居延漢簡に見る辺境の軍事組織は、永田英正氏の研究を基に簡単にまとめると図1のようになる<sup>(5)</sup>。



そこから、令史は凡そ一般行政組織の縣と同等である候官に所属していることが解る。縣令の官秩は、千石から六百石、縣長は五百石から三百石である。候は、

●右鄣候一人秩比六百石 (259. 2 A 8)

とあるように比六百石である。つまり、縣クラスの官とはその長官（長吏）の官秩が千石～三百石という事になろう。縣クラスの官は、その長官の官秩が縣令（長）と同レベルであるものと思われる。ここから、千石～三百石の間にその長官の官秩が位置すれば縣令クラスの吏ということができ、そこに令史が所属していても問題がない事になる。つまり、縣と候官に所属する令史との間に共通項が見出せる。それは縣もしくは縣レベルの官に所属する史が令史という事である。

しかし、居延漢簡には、表1の結果のように候官以外に所属することを示唆する令史の例が若干ではあるが存在する。それは、令史について詳細に見ていこうとするときに、非常に重要な問題となる。なぜなら、都尉府のような令もしくは令クラスの吏が存在しない官に令史が所属する

ならば、居延における令史が、令の史ではなくなり、辺境の居延においても令史は書記官の一般名称となっていたことを示すからである。

居延漢簡には単に令史と記すものが多い。表1を見れば解るように、令史の前に「○令史」と○部分に「居延」なり「城倉」なりが入りその令史の所属先を示す語を接続していると考えられるものがある。そうであれば、この「○令史」という呼び方がなされている簡を集成することで

表1

	出現簡					所属
令史						候官
候官令史	3. 8 387. 12 T 53. 69	43. 15 525. 6 T 56. 255	167. 7 T 4. 48	183. 14 T 4. 91	268. 24 T 51. 248	候官
居延令史	3. 2	15. 13	40. 21	T 43. 171	T 58. 2	縣
甲渠令史	26. 1 198. 20 258. 11 T 51. 276 T 51. 528 T 53. 138 T 56. 58 T 56. 274 F 22. 3	35. 6 216. 9 T 8. 2 T 51. 308	84. 27 244. 11 T 50. 42	142. 35 T 50. 127	185. 27	候官
甲溝令史	T 43. 54					候官
肩水令史	349. 4	585. 4				候官
広地令史	118. 27					候官
殄北候○	T 51. 25					候官
千人令史	28. 21	75. 23	503. 12			候官クラス→藤枝氏 1954
司馬令史	45. 7	90. 2	T 51. 70	T 51. 210	T 53. 212	候官クラス→藤枝氏 1954
延水令史	26. 16					候官クラス
城倉令史	84. 27	110. 28	142. 34			候官クラス
庫令史	178. 30	T 51. 318				縣令史
武廐令史	51. 23					縣令史
別田令史	47. 5	90. 13	310. 19	T 51. 308	T 51. 554	都尉府管轄化の「驛馬農」に所属
田官令史	263. 14					農都尉に關係? →吉村氏 1992
助府令史	T 16. 6	T 52. 768				令史の用例ではない
属令史	216. 6	T 52. 63				令史の状況
斗食令史	T 53. 257 T 68. 94 T 68. 140 F 22. 59 F 22. 60	T 56. 256 T 68. 116	T 68. 10	T 68. 17		候官
主官令史	T 68. 1	T 68. 7	F 22. 700			候官

\* 数字のみ=居延旧簡  
英字+数字=居延新簡

辺境軍事組織における令史の所属先がわかるという事になる。これに関しては、藤枝晃氏や陳夢家氏による先行研究<sup>(6)</sup>がなされており、両氏の研究成果をまとめると表2のようになる。

表1・2から解るように両氏の指摘する「○令史」のバリエーションは数が多少違うものの、凡そ同じものがその存在を指摘されている。また藤枝・陳氏の成果は基本的には正確なものであるが若干の問題が存在している。それは、この両氏の研究が早期の研究成果で、新出の居延新簡等が含まれていないこと、釈読の間違いなどがあるため、再び整理をし直す必要がある。

そこで以下からは、個々の事例から令史がどの官に所属し、その官が一体どのようなものであり、縣や候官の長官との間に何らかの共通項が無かったのかを個別に見ていく事にする。

#### a. 千人令史・司馬令史

司馬と千人という都尉府所属の武官に従う令史と考えられる。縣クラスの官に所属する令史との間には、所属する官のレベルが違うように見える。しかし、官秩の観点から考えるとこの二つの官は縣レベルの官であると考えられるのである。

司馬・千人の官秩を、居延漢簡はこの事について何も語らない。文献史料では、司馬については、

城門校尉京師城門屯兵，有司馬，十二門候。……西域都護加官，宣帝地節二年初置，以騎都尉，諫大夫使護西域三十六國，有副校尉，秩二千石，丞二人，司馬，候，千人各二人。

(『漢書』百官公卿表)

とあり、候と同列に扱われていることから比六百石相当と考えられる例や

將軍，不常置。…(中略)…長史，司馬皆一人，千石。(『後漢書』百官志)

と千石の例がある。文献史料上に出現する「司馬」の官秩は上記の例が下限と上限である。ここから直ちに漢簡の司馬が千石もしくは比六百石ということは出来ないが、おそらくは居延のような辺境の司馬もこの千石～比六百石の間の官秩であったであろうと思われる。

千人については、『漢書』の孟康注に、「官主千人如候司馬也。」とあるので司馬と同等の存在であることが解る。事実前記した「百官公卿表」の例では司馬と千人は同列に扱われている。

以上、司馬と千人は官秩上およそ縣令クラスにあたるのではないかと考えられる。

#### b. 城倉令史・延水令史

城倉とは居延都尉府にある倉のことである。城倉の長官に関しては、その名称が城倉長であるということ以外、官秩等を示す具体的な事例はない。永田英正氏は居延漢簡に「候史徐輔遷補城倉令史即日遣之官移城倉●一事一封十二月庚子令史弘封」(142. 34 A 8)という記事が存在する

表 2

	藤枝氏	陳氏
候官令史	○	○
庫令史	○	○
城令史	○	○
倉令史	○	○
厩令史	○	○
功田令史	○	×
別田令史	○	○
属令史	×	○
司馬令史	×	○
千人令史	×	○
城倉令史	○	○
別田令史	○	○
□功令史	×	○
門令史	×	○
縣令史	○	○
斗食令史	○	○
主官令史	○	○

ことから、候官と同レベルの官であろうと指摘している<sup>(7)</sup>。また、文献史料上には城倉ではないが、「倉」の長官の官秩が縣令クラスのものであることを示すものが存在する。一つは、

太倉令一人，六百石。本注曰，主受郡國傳漕穀。丞一人。 (『後漢書』百官志)

という記事で、中央の「太倉令」が官秩六百石であるという事が確認できる。もう一つは、

太子倉令一人，六百石。本注曰，主倉穀。 (『後漢書』百官志)

である。太子倉令の官秩が六百石であることが記されている。この二点から、辺境の倉の責任者の官秩が六百石より高いという事はないと思われる。城倉の責任者は縣令クラスの官秩であったと考えられるのである。しかし、『後漢書』百官志の記事では倉の責任者の官秩の上限を示すだけで下限が示されていない。この点については、

建武四年□□壬子朔壬申守張掖……曠丞崇謂城倉居延甲渠卅井殄北言吏当食者先得三月食調給有書為調如牒書到付受与校計同月出入毋令繆如律令 (E. P. F 22. 462 A)

と城倉が甲渠や卅井といった候官と同列に扱われている事例がある。このような例は上記の一例だけではなく、複数存在するのである。よって、居延における城倉は縣クラスの官であると考えられるのである。

延水とは、居延漢簡に何例か見える治水事業を担当していたと考えられている<sup>(8)</sup>。しかし、延水という官がどのようなものであったかを具体的に語るものはない。延水が組織という体裁をとっていたかどうか不明なのである。ただ、

□彊移居延居延移延水丞書曰 (145. 7 A A 8)

□□延水丞謹遣之官 (E. P. T 53. 28)

などとあることから、延水には丞が存在していたことが解る。延水がある程度、組織としての体裁を保っていたことが示される。

また、下に示す簡に、

□□丞事謂庫城倉居延居延農延水卅井甲渠殄北塞候写移書到令 □

□□□□書如律令 / 掾仁守卒史□卿從事佐忠 (E. P. T 51. 40)

とあるように、延水が城倉・候官などと並列して命令が伝達されていることは、延水が候官クラスであったと考えられる。延水が組織として機能し、そのレベルが候官や城倉と並列に扱われていることは、延水令史もまた縣クラスの官に所属すると考えてもよいだろう。

### c. 庫令史

庫は普通、倉と同様の意味で使用されるが、また居延漢簡では居延縣の「錢のくら」を庫という場合もある<sup>(9)</sup>。この庫は、縣のような民政組織以外にも、候官が管轄するような軍事組織にも存在していたようである。庫は居延の各地に存在していたのである。ただ、庫令史については、佐原康夫氏が以下のような指摘をしている。それは、「ただし『庫令史』という肩書きは居延県の『ぜにぐら』が『庫』と呼ばれたこと、その管理のために専門の令史がおかれた」というものである<sup>(10)</sup>。庫令史とは居延縣の令史の中で庫（ぜにぐら）の管理を専門に担当する令史を指すということになる。つまり、庫令史とはその所属する官を示すものではなく、縣令史内での役割

もしくは役職を示すものであったということである。これについては、佐原氏の指摘は氏の示した、簡を見ると正当なものといつてよく、氏の指摘は庫令史の本質を言い当てたものであるといえる。

ただ、居延漢簡に登場する庫には、「庫令」や「庫丞」が存在している例があり庫が一種組織のような体裁がとられていたことを示唆する<sup>(11)</sup>。庫令史は庫令に従う史ではないかという可能性が浮かぶ。しかしながら、居延漢簡に出現する庫令史の庫とは居延縣のそれを指すものである。庫令や庫丞の庫は、酒泉や武威という太守府の庫に見られる吏名なので、居延縣のような縣の庫ではないのである。このことから、庫令史という呼称は居延縣の庫担当の令史を言い表す時にのみ現れるものであったと考える方が妥当であろう。

#### d. 田官令史・別田令史

田官令史については、その用例が少なく具体的な考察が困難である。ただ、田官については、

●縣田官吏令長丞尉見薰火起亟令吏民□薰□□誠勢北隧部界中民田畜牧者□□……為令

(E. P. F 16. 15)

とあるので縣に所属の田官の令史であると考えられるのである。

別田令史については吉村氏が、居延農・辟馬農に所属する令史であると指摘している<sup>(12)</sup>。ここでいう居延農とは、

四月己亥居延都尉德城騎千人慶兼行丞事下居延農承 (E. P. T 56. 33)

とあるように、居延都尉府に所属する農官であると思われる。辟馬農とは、肩水都尉府所属の農官であると吉村氏は指摘する。ここから、別田令史とは、都尉府所属の農官に所属の令史であると理解しても良いと思う。これら都尉府所属の農官は、

☑□丞事謂庫城倉居延居延農延水卅井甲渠殄北塞候写移書到令□

☑□□□書如律令 / 掾仁守卒史□卿從事佐忠 (E. P. T 51. 40)

とあるように縣クラスの官であると考えられる。

以上の事から、田官令史・別田令史は縣クラスの官に所属の令史であると考えられる。

#### e. 厩令史

この用例については、

昭武厩令史樂成里公乘尹昌年卅二 (51. 23 A 32)

と一例あるがおそらく「厩令史」の前に「昭武」とくるので、藤枝氏が指摘するように昭武縣の令史の一人であろう<sup>(13)</sup>。「厩」という一語が付く意味は令史の所属ではなくて、その役割を示すものであろうかと思われる。

#### g. 助府令史

この助府令史は、

☑□察□史書母犯者四時

☑ / 掾章守卒史充助府令史霸

(E. P. T 16. 6)

☑史☐助府令史☑

(E. P. T 52. 768)

とあり、所属が候官ではなく都尉府である卒史と共に署名していることから都尉府所属の令史と考えられる。しかし、

☑事下官県承書從事下当用☑

☑☐助府史武書佐欽☑

(E. P. T 59. 293)

このように助府史という用例が存在する。助府令史とは本来、助府史であることが示唆される。しかし、助府の用例自体が少ないため、これ以上の考察は困難である。

#### h. 属令史

この令史については、藤枝・陳両氏はその例を引かないが以下に示す簡には、

右属令史寿光廿五人戇未得積廿三月廿九日奉用钱万一千九百四

钱

(216. 6 A 35)

奉病不能視☐ 以遣属令史董云責☑

(E. P. T 52. 63)

と二例、属令史と思われる例がある。ただ、令の属吏である令史に「属」が附されるとは考えにくい。この「属」は「所属の」と解釈すべきものではないだろうか。上(216. 6)は、「右は所属の令史寿光ら二十五人…」と読むことができる。下の例(E. P. T 52. 63)は、「所属の令史を派遣した」という内容なのであろう。以上の事から、属令史とはその所属や役割ではなく、令史が置かれている状態を示すものといえよう。

#### i. 斗食令史・主官令史

主官令史については森鹿三氏がこれを候官に複数存在した令史の中で主任官にあたるものであるとする<sup>(14)</sup>。居延漢簡の用例から、確かに「主官=主任」としても良いであろう。斗食令史については具体的に述べたものはないが、居延漢簡では「甲渠候官斗食令史」となるものが斗食令史のパターンであるのでこの斗食令史は候官所属の令史を示すものであろう。ただ、「斗食」という官秩が「令史」という職名に冠される理由については少し議論の必要があるかと思うが、それは本稿の主旨からかなり逸脱した議論になると思う。

以上ここまで「○令史」という令史の呼称バリエーションから非候官令史の所属先に何らかの法則性がないか個別にみてきた。そこから令史の所属先について以下のような二つの点が指摘できるかと思う。

- ① 所属先を示す令史に前置される語(官)の官秩が判明するものは、凡そ長官(責任者)が縣令クラスの官秩であるということ。
- ② 令史に前置される語が令史の所属先ではなく、縣・候官内でのある特定の令史の役割・役職を示すもの。この場合の令史の所属先は縣・候官といえる。



以上のような二点に上記の項目で令史を分けると、①は a・b・d がそれにあたるであろう。②は、c・e・h・i ということになる。ここから解ることは、令史の所属先は基本的に縣・候官で、その他の官に所属する場合、その官は縣クラスであった。よって、令史とは縣クラスの官に所属する書記の名称であると考えられるのである。

藤枝氏のように「○令史」の例から縣・候官以外に令史が存在すると考える先行研究は否定されるべきものであろう。令史の所属先はあくまで縣・候官が基本なのである。

ただ居延漢簡では、令史の所属先である候官に尉史という令史でない史が存在していた。

### 三 尉史の所属と職能

尉史の名称の由来は、先の『漢旧儀』の記載や後述する『漢書』「初，廣漢客私酤酒長安市，丞相史逐去。……」の尉史に対する文穎注に「尉史，尉部史也。」とある事から尉の史であることが確認される。

その所属は、『漢書』の「漢使馬邑人聶壹間闌出物與匈奴交易…（中略）…時雁門尉史行檄，見寇，保比亭，…」(匈奴伝)の顔師古の注に

律，近塞郡皆置尉百里一人，士史，尉史各一人。

とある事、この記事に対して沈家本の『漢律摭遺』が、

此尉史與縣尉不同，縣尉主盜賊，不屬於都尉。

という注を附していることから、尉史は都尉府所属の吏と考えられる。しかし、居延漢簡や尹湾漢簡の吏員名簿など出土史料からは、縣もしくは候官に所属する尉史の例しか見えない。ここに文献と出土史料の記事に食い違いが生じる。尉史の所属先は、今ひとつはっきりとしない。

その職能は、先の『漢旧儀』に、「尉吏曰尉史，捕盜賊，得捕格」とあるので盜賊の逮捕が職能であったといえる。ただし、居延漢簡にはこのような職務を尉史が担当する事例は見出せない。また、先の『漢律摭遺』では、尉史と縣尉の差が「主盜賊」であるとしている。この職務が尉史固有のものであったか不明である。

また『史記』に、

解出入，人皆避之。有一人獨箕踞視之，解遣人問其名姓。客欲殺之。解曰，「居邑屋至不見敬，是吾德不脩也，彼何罪」乃陰屬尉史曰，「是人，吾所急也，至踐更時脫之。」每至踐更，數過，吏弗求。怪之，問其故，乃解使脫之。箕踞者乃肉袒謝罪。少年聞之，愈益慕解之行。

(『史記』游侠列伝)

とあり、踐更の監督者であることが伺われる。しかし、尉史を踐更の責任者とすることはできないと思う。尉史がこの記述で行っているような業務は尉史固有の職能ではなく、郭解に近い人間であるという尉史個人の問題によるものであったと考えられるからである。

この他には、『漢書』に、

初，廣漢客私酤酒長安市，丞相史逐去。客疑男子蘇賢言之，以語廣漢。廣漢使長安丞按賢，尉史禹故劾賢為騎士屯霸上，不詣屯所，乏軍興。賢父上書訟罪，告廣漢，事下有司覆治。禹

坐要斬，請逮捕廣漠。

（『漢書』趙尹韓張兩王伝）

とあり、弾劾がその職能であったことが確認できる。ただ、この弾劾は、その被弾劾者が「男子蘇賢」とあり官吏ではないので<sup>(15)</sup>、後述する令史の劾状の「劾」とは少し性格が違うものであったと考えられる。このような民間の「劾」に関係することが尉史固有の職能であったわけではない。なぜなら、

賞至，修治長安獄，穿地方深各數丈，致令辟為郭，以大石覆其口，名為「虎穴」。乃部戶曹掾史，與鄉吏，亭長，里正，父老，伍人，雜舉長安中輕薄少年惡子，無市籍商販作務，而鮮衣凶服被鎧持刀兵者，悉籍記之，得數百人。賞一朝會長安吏，車數百兩，分行收捕，皆劾以為通行飲食群盜。

（『漢書』酷吏伝）

とあるように、尉史以外を含む「長安吏」が民間の「劾」を行っている事例があるからである。尉史のこのような職能は、「官」が「民」に持っている行政権の発露で、尉史固有の職能ではないと考えられる。

以上のように文献史料から尉史について簡単にまとめたが、その実態は今ひとつ不鮮明である。ただ、対象を出土史料に限れば尉史の所属は、令史と同じく縣・候官であった。

#### 四 令史の職能と尉史

では、令史が書記官を示す一般名詞で候官に所属するならば、尉史が同じく候官に存在していることは、どのような理由によるものであろうか。そこには、令史には令史・尉史には尉史と呼ばれる、ある一定の法則があったと考える方が妥当であろう。ではその法則とはどんなものであろうか。令史という名称がなぜ一つの役職名として独立し存在し得たのか、これが問題となる。

可能性としては、まず令史と尉史の上官である令と尉の違いによるものと考えられる。しかし、令と尉の関係は、今ひとつ不明な部分が多く、確定的な議論ができない。そうであるならば、令史と尉史の職能の違いにそれを示唆するものは無いのであろうか。

冒頭でも触れたように、令史は書記官であるという大前提の下、先行研究ではその職能について言及してきた。しかし、詳細な論考を行った先行研究は少なく、令史の職能を全体的に把握しようというものは皆無である。そこで、居延漢簡の記載から令史の具体的な職能をまとめる。それは、次のような点にまとめられる。

- ①各種文書への署名
- ②封書の取り扱い
- ③倉庫の管理
  - A) 点検業務
  - B) 倉庫の中身に関する諸業務
    - a. 奉銭授受への関与
    - b. 糧食受領の管理
- ④劾状の製作者

## ⑤「驗問収責」

では、以下からはこの分類の順に従いこれら令史の職能に尉史がいかに関るかについて個別に見ていく事にする。

まずは①各種文書への署名だが、これについては、その形式に関する研究が大庭修氏や仲山茂氏によって発表されている<sup>(16)</sup>。この両氏の研究については、次のような点が問題となる。それは、両氏の興味は署名簡の形式の違いを解明するという方向に向いていないことである。本稿で問題とされるべきは、署名簡における令史と尉史の関わり方についてなのである。

さて署名簡とは、

甘露二年四月庚申朔辛巳甲渠鄣候漢疆敢言之謹移四月行塞臨賦武吏三月奉  
秩別用钱簿一編敢言之 書即日鋪時起候官

令史齊

(E. P. T 56. 6 A/B)

のようにある官から発信される行政文書に書記官の署名がなされているものである。その形式は、上記のように文書の裏に署名がなされるもの、

閏月庚申肩水土吏横以私印行候事下尉候長承書從事下

当用者如詔書／令史得

(10. 31 A 31)

とあるような「／」の記号の後に書記官の署名の来るものがある。また、署名者にも様々な吏が登場する。尉史はもちろんとし、掾や卒史・書佐等が署名している事例が見える。そして、この署名簡の署名者の数は、上出の二簡のような令史単独のもの以外に、令史・尉史・掾と複数が同時に署名するものがある。

では、署名簡において令史と尉史の関係の違いは存在するのであろうか。まずは、令史と尉史の署名がある簡を集成することにする。その結果は、令史は表3尉史は表4のようになる。それらを更に細かくその発信先ごとにまとめると、令史は表5尉史は表6となる。これらの表から、令史と尉史の違いについて考えてみる。まず発信先の違いについて見てみると、そこに変化は見られない。署名する簡の内容も集成した簡の内容を見る限り差はない。

次に、令史の職能の②である「封書の取り扱い」という業務については、

☐言府●一事一封 七月辛丑令史并奏封

(35. 11 A 8)

卅井移驩喜隧卒鄭柳等責木中隧長董忠等錢謂候長建国等 ●一事一封 三月辛丑令 史護封

(214. 34 A 8)

といった簡にその例が見出せる。この職務については、

卒胡朝等廿一人自言不得塩言府●一事集封 八月庚申尉史常封

(136. 44 A 8)

とあるように尉史が令史と同様の職務を担当している例が存在している<sup>(17)</sup>

ついで③の「倉庫の管理」についてだがこの業務は先に示したように、「点検業務」と「倉庫の中身に関する業務」の二系というに分別できる。

「点検業務」については、

更始二年正月丙午朔庚申令史☐敢言之迺己未直符謹行視諸臧内戸封皆完時毋水火

盜賊発者即日付令史嚴敢言之

(E. P. T 48. 132)

表 3

	簡番号	署名者数	共同署名者	文書種類	発信者	発信先	令史呼称
1	3. 12 A/B	単独	なし	○	甲渠候	都尉府	○
2	7. 7 A/B	単独	なし	×	肩水候	候長	守○
3	10. 30	複数	少史, 王始(?)	×	丞相	車騎將軍	○
4	10. 31	単独	なし	×	肩水候官	尉, 候長	○
5	10. 35 A/B	複数	尉史	○	肩水候官	都尉府	○
6	15. 8	複数	佐	旅	?	?	○
7	15. 19	複数	掾	□	鯨得	金閼	○
8	18. 5	複数	掾	×	(丞相)	車騎將軍	○
9	29. 7	複数	尉史	×	肩水候	?	○
10	35. 22	複数	尉史	○	甲渠鄣候	都尉府	○
11	36. 3	複数	掾	旅	?	?	○
12	38. 20 A/B	複数	尉史	○	?	?	○
13	40. 4 A/B	単独	なし	○	甲渠候	都尉府	○
14	41. 27, 32	複数	畜夫	△	?	?	○
15	45. 35 A/B	単独	なし	?	?	?	○
16	57. 1 A/B	単独	なし	○	甲渠候	都尉府?	○
17	58. 15 A/B	複数	畜夫	?	?	?	守○
18	68. 6	単独(?)	なし?	○	甲渠鄣候	都尉府?	○
19	85. 37	単独(?)	なし?	△	○候	?	○
20	139. 36	複数	士吏	×	甲渠鄣候	尉, 候長	○
21	160. 6	複数	掾, 尉史	×	甲渠候	候長	○
22	160. 15	単独	なし	×	甲渠候	士吏	○
23	170. 3 A/B	複数	佐	旅	居延令, 丞	酒泉敦煌	守○
24	178. 25 A/B	複数	尉史	?	?	?	○
25	203. 48	単独?	なし	△	?	?	○
26	212. 63	複数	掾	?	?	?	○
27	212. 66	複数	掾	?	?	?	○
28	231. 33	単独	なし	?	?	?	○
29	231. 74	複数	掾, 属?	?	?	?	○
30	243. 2	単独	なし	?	?	?	守○
31	282. 10	単独	なし	△	甲渠鄣候	居延?	○
32	283. 48	単独	なし	?	?	?	○
33	284. 2 A/B	複数	尉史	○	肩水候	都尉府?	○
34	284. 8 A/B	単独	なし	○	肩水候	?	○
35	285. 2 A/B	単独?	なし?	○	甲渠鄣候	?	○
36	288. 26	単独	なし	?	?	?	守○
37	340. 6	単独?	なし?	旅	?	?	○
38	340. 28	複数	掾	?	?	?	○
39	340. 47	複数	掾	?	?	?	○
40	349. 4 A/B	?	?	?	?	?	肩水○
41	407. 26 A/B	単独	なし	?	?	?	○
42	495. 12	複数	掾	旅	?	?	守○
43	511. 36	単独	なし	○	?	?	○
44	560. 17 A/B	複数	掾	□	鯨守丞	会水候	○
45	甲 36 A/B	複数	士吏	○	甲渠鄣候	?	○
46	T 4. 81 A/B	複数	掾, 尉史	○	甲渠鄣候	?	○
47	T 8. 1 A/B	単独	なし	○	甲渠鄣候	都尉府?	○

	簡番号	署名者数	共同署名者	文書種類	発信者	発信先	令史呼称
48	T 16. 6	複数	掾, 卒史	?	?	?	助府○
49	T 48. 7	単独	なし	□	甲渠鄣守○	居延候官?	守○
50	T 50. 13 A/B	複数	掾, 尉史	?	甲渠鄣候	?	○
51	T 51. 236	複数	掾, 佐	?	?	?	○
52	T 51. 666	複数	掾	△	?	?	○
53	T 51. 697	単独	なし	△	?	?	○
54	T 52. 78	単独	なし	?	?	?	○
55	T 52. 116	複数	掾	?	?	?	守○
56	T 53. 66 A/B	複数	属	×	丞相	都尉府?	○
57	T 53. 135	単独	なし	○	?	?	○
58	T 56. 6 A/B	単独	なし	○	甲渠鄣候	都尉府?	○
59	T 57. 48	複数	尉史	×	甲渠候	塞尉	○
60	T 59. 514	単独	なし	×	肩水候官	万歳候長	○
61	T 59. 553	複数	掾, 尉史	×	○候官	候長	○
62	T 59. 871 A/B	単独	なし	?	?	?	○
63	T 65. 349	複数	尉史	?	?	?	○
64	T 68. 56	複数	掾	□	甲渠守候	居延縣	○
65	T 68. 79	単独	なし	□	甲渠候官	居延縣	○
66	T 68. 138	単独	なし	?	?	?	○
67	T 68. 210	複数	掾	□	○守候	居延縣	○
68	F 22. 35	複数	掾	△	?	?	○
69	F 22. 38 A/B	複数	掾	○	○守候	都尉府	○
70	F 22. 51 A/B	複数	掾	○	甲渠鄣守	都尉府	○
71	F 22. 53 A/B	複数	掾	○	甲渠鄣候	都尉府	○
72	F 22. 56 A/B	複数	掾	□	居延縣	候官	○
73	C 32	単独	なし	×	○候官	候長	○
74	S 4. T 2-30 A/B	複数	掾, 尉史	×	甲渠候官	候長	○
75	S 4. T 2-162	単独	なし	?	?	?	○

文書種類 ○=上申書 ×=下達文書 同格移動=□ 旅=旅券  
 非上申=△ 不明=?  
 令史呼称 ○=令史

とあり令史が「蔵内戸」の封印に異常が無く火事や水害、盗賊等がないかを調べている。蔵内戸とは蔵、すなわち倉庫の内の戸 (=扉) のことである。ここでの令史の行為は倉庫の扉になされている封印に異常がないことを確認して倉庫の点検をするということである。また、ここでいう「点検」とは倉庫の中身の点検という意味のものではなく、倉庫の封印に異常が無いかを確かめるだけのもので、現代の警備員の点検業務に近いものであろう。

これと同様の業務は、

鴻嘉二年二月己酉朔壬申尉史遷敢言之酒□□

封皆完毋盜賊發者即日平旦付尉□□□□□

(E. P. T 52. 266)

という事例などから尉史も担当していたことが確認される。

「倉庫の中身に関する業務」について、令史の関係するものは「奉錢授受」と「糧食受領」という業務が挙げられる。この二つの業務に関しては、

表 4

	簡番号	署名者数	共同署名者	文書種類	発信者	発信先	尉史呼称
1	35. 8 A/B	単独	なし	○	甲渠鄣守候塞尉	都尉府	○
2	56. 35	単独	なし	?	?	?	○?
3	59. 23 A/B	単独	なし	×	?	?	○
4	61. 9	複数	掾	×	?	?	○
5	123. 23	単独	なし	?	?	?	○
6	145. 7 A/B	単独	なし	□	候官?	居延縣	○
7	157. 5 A/B	単独	なし	□	殄北守候塞尉	?	○
8	157. 20 A/B	単独	なし	□	甲渠塞尉	?	○
9	206. 9	単独	なし	□	殄北候?	甲渠候官	○
10	212. 82	複数	掾	?	?	?	○
11	306. 3 A/B	単独	なし	?	?	?	○
12	312. 23	単独	なし	○	甲溝鄣候	都尉府	○
13	312. 25	単独	なし	旅	?	?	○
14	430. 7	複数	掾, 守尉史	?	?	?	○, 守○
15	505. 42	複数	掾, 佐	?	?	?	○
16	T 6. 53	単独	なし	?	甲溝鄣守候	?	○
17	T 50. 97	単独	なし	?	?	?	○
18	T 51. 348	単独	なし	△	?	?	○
19	T 51. 360 A/B	複数	掾	?	?	?	○
20	T 52. 108	単独	なし	○	甲渠鄣候	都尉府	○
21	T 52. 398 A/B	単独	なし	?	甲渠士吏	?	○
22	T 56. 65 A/B	単独	なし	?	甲渠鄣候	士吏	○
23	T 56. 130-	単独	なし	△	?	?	○
24	T 56. 280 A/B	単独	なし	○	甲渠鄣候	都尉府?	○
25	T 56. 287 A/B	単独	なし	○	?	?	○
26	T 59. 94	単独	なし	□	○候官	居延候官?	○
27	F 22. 187 A/B	複数	掾	◎	甲渠鄣候	中央へ	○
28	F 22. 359 A/B	複数	掾, 造史	○	甲溝候長	候官?	○
29	F 22. 380 A/B	単独	なし	×	甲溝鄣守候	?	守○
30	F 22. 452	複数	掾	×	甲渠候	尉, 候長	○
31	F 22. 596	単独	なし	△	?	?	○
32	F 22. 681	単独	なし	×	?	?	守○
33	F 22. 682	単独	なし	△	?	?	守○
34	F 25. 20 A/B	単独	なし	○	甲渠鄣候?	?	○
35	S. T 2. 113	単独	なし	?	甲渠鄣候?	?	○

\*表 3 に既出の簡は除く

文書種類 ○=上申書    ×=下達文書    同格移動=□    旅=旅券  
 非上申=△    不明=?    ◎=中央へ  
 尉史呼称 ○=尉史

表 5

	上申	下達	並行	非上申	旅券	上奏	不明簡
単独	9	6	2	4	1	0	10
複数	9	6	5	3	4	0	11

表 6

	上申	下達	並行	非上申	旅券	上奏	不明簡
単独	6	3	5	4	1	0	8
複数	6	7	0	0	0	1	7

万歳隧刑斉自取第一隧長王万年自取

出銭三千六百 却適隧長寿自取第三隧長願之自取

臨之隧長王紋自取候史李奉自取

初元元年三月乙卯令史延年付第三部吏六人二月奉銭三千六百 (E. P. T 51. 193)

とあるように「奉銭授受」では、その実行者として令史が関係していたことが確認できる。これについては、

出十二月吏奉銭五千四百 候長一人

候史一人

隧長六人

五鳳五年正月丙子尉史寿王付第八隧長商奉世卒功孫辟非 (311. 34 A 8)

とあり尉史が同様の業務を担当する事例が確認される<sup>(18)</sup>。

「糧食受領」については、

入粟大石二十五石 車一両

輸甲溝候官 始建国五年六月令史 受訾家当遂里王護 (16. 2 A 7)

とあることから、その管理者としての性格が確認できる。「糧食授受」については、

入麦小石百八石三斗 五鳳四年十二月丁酉朔戊申甲渠尉史充受左農左長佐宗／候漢疆臨 (E. P. T 52.89)

とあるので、尉史がその官吏に関係していたことが解る<sup>(19)</sup>。

以上からこの「倉庫の管理」という令史の職能は令史固有のものではないことが確認される。

次いで検討するのは、「効状の製作者」という職能についてである。ここで問題とする効状については、佐原康夫氏、鷹取祐司氏、宮宅潔氏による研究が存在する<sup>(20)</sup>。ただ、この効状の性格についてはこの三者の見解が微妙に異なり完全に一致した結論を得られていない<sup>(21)</sup>。本稿では、ひとまず効状を告発者が官吏である時に作成される文書ということにする。そしてこの効状は、当事者・被害者が直接作成するものではなく、第三者が作成するものであったようである。

さて、製作者として令史が登場する事例は確かにその事が確認される。また、効状は令史以外の吏が製作している例があり、その種類も候・候長・隧長が製作している例がある。ではこのように多様な吏が製作する効状の中で令史が担当したものに何らかの法則性は無いのであろうか。これについては鷹取氏が「吏の職務不履行」に関するものが令史の効状の特徴であると指摘している。しかし、この「吏の職務不履行」に関する効状には<sup>(22)</sup>、

建武六年三月庚子朔甲辰不侵守候長業敢 (E. P. T 68. 54)

言之謹移効状一編敢言之 (E. P. T 68. 55)

迺今月三日壬寅居延常安亭長王閔子男同攻虜亭長趙 (E. P. T 68. 59)  
 常及客民趙閔范翁一等五人俱亡皆共盜官兵 (E. P. T 68. 60)  
 臧千錢以上帶大 (E. P. T 68. 61)  
 刀劍及鉞各一又各持錐小尺白刀箴各一蘭越甲渠当 (E. P. T 68. 62)  
 曲隧塞從河水中天田出○案常等持禁物 (E. P. T 68. 63)  
 蘭越塞于辺関傲逐捕未得它案驗未竟 (E. P. T 68. 64)  
 ● 狀辭曰公乘居延中宿里年五十一歲姓陳氏 (E. P. T 68. 68)  
 今年正月中府補業守候長署不侵部主領吏 (E. P. T 68. 69)  
 迹候備寇虜盜賊為職迺今月三日壬寅居延常安亭長 (E. P. T 68. 70)  
 王閔閔子男同攻虜亭長趙常及客民趙閔范翁等 (E. P. T 68. 71)  
 五人俱亡皆共盜官兵臧千錢以上帶大刀劍及鉞各一 (E. P. T 68. 72)  
 又各持錐小尺白刀箴各一蘭越甲渠当曲隧塞從河 (E. P. T 68. 73)  
 水中天田出案常等持禁物蘭越塞 (E. P. T 68. 74)  
 于辺関傲逐捕未得它案驗未竟以此 (E. P. T 68. 75)  
 知而効無長吏使効者狀具此 (E. P. T 68. 76)  
 建武六年三月庚子朔甲辰不侵守候長業効移 (E. P. T 68. 57)  
 居延獄以律令從事 (E. P. T 68. 58)

とあるように、候長が担当している事例がある。この事から令史のみが吏の職務不履行に関する効状を作成したとは言い切れない。このように効状の作成者には、令史以外にも存在していたことが確認された。しかし、尉史が効状に関係していることを示す簡は存在しない<sup>(23)</sup>。ここに、令史と尉史の違いが現れるのである。

次は「驗問収責」という業務についてみてみることにする。この業務に令史がついている事例は、

充貴言報書甚不可書 到願令史収責報吏□  
 令 (178. 2 A 8)

という簡から確認できる。この驗問収責という業務は、

貸甲渠候史張広徳錢二千責不可得書到驗問審如猛言為収責言謹驗問広徳  
 対曰迺元康四年四月中広徳從西河虎猛都里趙武取穀錢千九百五十約至秋予 (E. P. T 59. 8)

とあるように債権回収の正否に関するものであったようである。

では、この驗問収責に尉史が関係している事例があるのかをしてみると「驗問収責」に令史以外の吏が関係した事例は存在しない。つまり、令史以外に驗問収責を行った吏が存在していたという事は出来ないのである。

収責については、

● 甲溝言米糲少簿尉史候長傅育等  
 当負収責皆畢遣尉史持□詣府 (E. P. T 6. 65)

とあるように尉史が担当している事例が認められる。しかし、令史のように収責に「驗問」とい



う行為が付加されていた訳ではないようである。

ただ、この駿問収責に関連する簡は、居延漢簡の中、十例前後しかないので上述したようにこの業務が令史のみに現れるのは類例が不足しているからだという可能性がある。しかし、尉史の収責は令史の駿問収責に駿問に当たる部分を担当している事例が見えないことは、令史の収責という業務への関与の仕方が尉史と違っていたという事を示しているように思われる。駿問収責は令史の固有の職能としても差し支えはないと思う。ここにも、令史と尉史の職能の違いが発見される。

以上、ここまでの令史と尉史の職能の異同についての議論をまとめると、表7のようにまとめられる。そこから、令史と尉史の違いについて、次のようなことが指摘できる。令史と尉史は、ほぼその職能は同じであった。令史と尉史の差はほとんど存在していなかったといえるであろう。

しかし、劾状の作成と駿問収責に関係するか否かにその違いが見えるのは何故であろうか。ここに、令史と尉史が候官に同時に所属した理由があると思われるのである。

## 五 結びにかえて——令史と尉史の関係について——

劾状の作成と駿問収責、この二つの職務に見える共通点は何であろうか。一言で言えばそれは、吏同士のトラブルに関するものであるということである。劾状は、吏同士が弾劾、告発する手続きをとる為の書類である。駿問収責は、収責は吏が関係する債務を回収するという行為であるから、吏の債務回収が正当なものかどうかを判断する業務であったと考えられる。このような事から、令史と尉史の職能の違いは吏の不祥事を糾弾その是非を判断する文書や職務に関係するか否かにあるといえる。実際に尉史が、収責に関係している事例がある事、責問というような吏の職務不履行を責める業務<sup>(24)</sup>に関係していながら、劾状や駿問収責のような吏の職務不履行について、その是非を論ずるといある種「吏の監督権」に関係する業務についている事例が見えないことは、尉史には令史のような職務が備わっていなかったことを暗に示していると思われるのである。

では、上記のような令史と尉史の違いは何処に由来するのであろうか。その可能性として考えられるのは、その上官である令と尉の違いである。ただ、令と尉の関係は、今ひとつ不明な部分が多い。これについていえることは以下のようなことである。令史が吏の職務不履行、吏同士のトラブルの是非を判断する各種の文書・業務に関係し、尉史がそれに関係しないことは、候が吏に対する一種の人事・監督の責任者であり<sup>(25)</sup>、尉にはそのような職能が無いという両者の性格が、令史と尉史の職能の差に現れていると考えられる。令と尉のもつ人事監督権の有無が令史と

表 7

	尉史担当の有無
①各種文書への署名	○
②封書の取り扱い	○
③倉庫の管理	○
a. 点検業務	○
b. 中身に関する業務	
1. 奉銭授受	○
2. 糧食受領	○
④劾状の製作者	×
⑤駿問収責への関与	×

尉史の違いに現れているのである。

以上、令史と尉史の関係をまとめると以下のようなことになる。令史と尉史の職能は、文書への署名などそのほとんどが同一のもので、劾状と験問収責にその差が現れるのみであった。このように令史と尉史が混同されるという状況は、後漢時代の『漢旧儀』に「令史とは令の吏である」といったような論議がなされ、『漢書』の師古注に示されるように尉史とは尉の史であるといった議論がなされていることは、このことを如実に物語る事例であろう。またこの様な事が書かれるという事は、令史と尉史が置かれた当初では、両者の間に厳然とした住み分けがなされていた事を示しているように思う。そしてそれは、彼等の上官である令と尉によって規定されていた。居延漢簡に見える令史と尉史の職能の違いが、その上官である令と尉の違いによって規定される状況は、ここに由来するのであろう。令史と尉史、その差は彼等の上官である令と尉の関係によって規定されていたのである。

ただし、このような状況は、後漢時代に諸曹制度の整備が進み、中央の官庁にも令史が現れるようになって、令史という名称が居延漢簡の時点よりも更に書記の名称として一般名詞化していくことで、両者の区別がつかなくなるという状況を招いたと考えられる。

ここまで、漢代の令史の所属とその職能、尉史との違いについて考えてきた。令史とは漢代の縣もしくは縣クラスの官に所属する書記官であった。令史は、縣の長である縣令の下に所属する書記という意味が原則であったが、同じく縣の長である縣長の下にも令史が存在し、居延漢簡に見える候官の長である候の下にも存在した。漢代における令史という書記官の名称は、書記を示す一般名詞と化していたのであった。事実、縣や候官には令史と共に所属する尉史と呼ばれる史が存在し、両者の職能は殆ど同一であった。

しかし、その中でも劾状や験問収責というような候固有の職能によって令史と尉史の間に違いが発生することは、両者の違いが不明確になっていく中で、その原初的な姿が残存している事例なのではないだろうか。居延漢簡における令史と尉史の関係は、令史と尉史が混同されていく過程の一側面なのであろう。

最後に、中央の令史について簡単に触れておく事にする。中央の令史の所属先の上官に令が存在していたかを確かめる記事は無い。ただ、太尉に仕えたり、丞相府に所属したりと様々な官署に所属している事は、中央では比較的早い段階で令史という名称が書記官の一般名称として認識されていたことを示す事例であると思われるのである。

本稿では、令史の視点から漢代の地方書記官の在り方について見てきた。しかし、本稿で令史の比較対象とした尉史については十分に触れたとは思えない。しかし、尉史の具体的な職能が今ひとつ不鮮明である現状では、これ以上の論考はできないと思う。

ただ、漢代の辺境の書記には、令史・尉史の他に、候官の下部組織である部に所属する候史と呼ばれる書記が存在している。彼等が「候史」と呼ばれる理由は、部の長が候長で、部の役職を持つ吏は、「候～」と呼ばれたのではないかと想定できるので、おそらく部に所属する「史」という意味で候史と呼ばれたのであろう。しかし、この候史の実態については、従来の研究ではあ

まり触れられてこなかった。額済納漢簡の出土によって居延の部・隧の実像がつかみやすくなっている現状では、この候史の実態を知ることが当面の課題となる<sup>(26)</sup>。

#### 注

- (1) 金燁「秦漢的“書記”」(『秦漢史論叢』三秦出版社 2004)を参照。この他に漢代の書記を概括している研究には、富谷至『木簡・竹簡の語る中国古代—書記の文化史—』(岩波書店 2003)等がある。
- (2) この「史律」については、李学勤「試説張家山簡《史律》」(『文物』2004-4)、曹旅寧『秦律新探』(中国社会科学出版社 2002)、広瀬薫雄「《二年律令・史律》札記」(『楚地簡帛思想研究 二』湖北教育出版社 2005)、といった基礎的な研究がある。
- (3) 「縣令，長，皆秦官，掌治其縣。萬戸以上為令，秩千石至六百石。」(『漢書』百官公卿表)
- (4) 漢代の諸曹制度と居延漢簡等に見える地方官僚制度については、嚴耕望『中国地方行政制度史 甲部 秦漢地方行政制度』(中央研究院歷史言語研究所 1990)、陳夢家『漢簡綴述』(中華書局 1980)、「漢簡所見居延邊境塞与防御組織」(『考古学報』1964-1)等を参照。また居延における縣と軍政系等の官との関係は、角谷常子「漢代居延における軍政系統と県の関わりについて」(『史林』76-1 1996)に詳細な論考がなされている。
- (5) 永田英正『居延漢簡の研究』(1989 同朋舎出版)参照。
- (6) 藤枝晃「漢簡職官表」(『東方学報』25 1954)、陳氏前掲書(4)参照。
- (7) 永田氏前掲書(5)参照。
- (8) 吉村昌之「漢代邊郡における田官組織—簡牘にみえる「閭田」という語を手掛かりとして—」(『漢簡研究シンポジウム、92 報告書 漢簡研究の現状と展望』関西大学東西学術研究所 1993)において、延水は治水事業に関わる官との指摘がある。
- (9) 庫については、佐原康夫『漢代都市機構の研究』(汲古書院 2002)にて詳細な論考がなされている。
- (10) 佐原氏前掲書(9)。
- (11) 「元鳳三年十月戊子朔戊子酒泉庫令安国以近次兼行大守事丞步遷謂過所県河津閔日官守卒史□官持□□□錢之司馬副取丞從事金城張掖酒泉敦煌郡案家所占畜馬二匹当伝舎従者如律令／掾勝胡卒史広 十月壬辰卒史解章日酒泉庫令」(303. 12 A/B, A 35)や、「元康二年五月己巳朔辛卯武威庫令安世別繕治卒兵姑臧敢言之酒泉大守府移丞相府書日大守□迎卒受兵謹掖檄持与将卒長吏相助至署所毋令卒得擅道用弩射禽獸閔已前□書□三居延不遣長吏逢迎卒今東郡遣利昌侯国相力白馬司空佐梁将戍卒□」(E. P. T 53. 63)などがその例である。
- (12) 吉村氏前掲論文(8)参照。
- (13) 藤枝氏前掲論文(6)参照。
- (14) 詳細は森鹿三「令史弘に関する文書」(『東洋史研究』14 [1・2] 1995)を参照。
- (15) 「男子蘇賢」の「男子」については、西嶋定男『中国古代帝国の形成と構造 二十等爵制の研究』(東京大学出版会 1961)に詳しい。その中で「男子」は官職を持たない男のことであるとされる。
- (16) 署名簡に関する研究は、大庭修『漢簡研究』(同朋出版社 1992)、仲山茂「漢代の掾史」(『史林』81-4 1998)を参照してもらいたい。しかし、署名簡がいかなるもので、その形態に多様なヴァリエーションが何故、存在するのかについては不明である。特に仲山氏は、署名簡の署名者の配列について、候官の署名は「掾—令史—尉史」と配列されるものが正式であったと指摘する。ただ、  
□……朔辛丑甲渠□□護謂第四候長詔  
□…… 如律令  
□ /令史鳳掾譚尉史章 (E. P. S 4. T 2. 30 A/B)  
とあるように氏の指摘するような配列に反するものが存在する。同氏はこの事例について「例外」とする。しかし、このような事例が存在するという事は、氏のいうような正式な配列が厳密に守られて

いなかった可能性があることを示すものであろう。少なくとも「掾—令史—尉史」という配列が厳密に守られるべきものではなかったのではないだろうか。仲山氏の指摘をそのまま肯定することは注意が必要であろう。

- (17) 「一事一封 二月己卯掾常奏封」(264. 19 A 8)「俱起隧長程偃等皆能不宜其官換如牒告尉謂誠北候長輔一事二封 八月丁亥士吏猛奏封」(E. P. T 52. 18)とあるように掾や士吏も同様の職務を担当する場合もあったことが確認できる。
- (18) 「奉錢六百五月辛酉掾常付候長建国<sup>口</sup>」(E. P. T 51. 399)と掾が担当する事例も見える。
- (19) 尉史の他には、「入粟大石廿五石 車一両〇正月癸卯甲渠官掾譚受訾家茂陵東進里趙君壯就人肩水里郵宗」(E. P. T 59. 100)とあるように掾が担当する事例が存在する。
- (20) 鷹取祐司「居延漢簡劾状関係冊書の復元」(『史林』79-5 1996)、佐原康夫「居延漢簡に見える官吏の處罰」(『東洋史研究』56-3 1997)、宮宅潔「『劾』少考—中国古代裁判制度の展開」(『神女大史学』2001)。この中でも佐原氏のものが劾状を多く集成しており、劾状全般を概観できる。
- (21) 鷹取氏は刑事裁判の開始点となる告発、佐原氏は官吏同士が弾劾すること、宮宅氏は官による告発としている。個人的には、佐原氏の論に賛同する。少なくとも劾状については、官吏がその対象であったと考えられる。
- (22) 劾状の配列については、佐原氏前掲論文<sup>(20)</sup>による。
- (23) 鷹取氏は劾状の作成者に尉史が存在しないのは、劾状の類例不足であるとする。しかし、『漢書』にあるように尉史が民間の「劾」を担当していながら、この劾状に関与する事例がないという事は、これを単に類例不足と片付ける事はできないと思う。
- (24) 尉史が責問に関係している事例は、  
尉史志責問士吏<sup>口</sup> (E. P. T 5. 151)  
という簡から確認できる。そしてこの責問の内容は、  
隧謹責問第四守候長<sup>口</sup>以繕治亭隧候望日迹送<sup>口</sup>為<sup>口</sup> (157. 15, A 8)  
掾庭謹責問第四候史敵第八隧長宗迺癸未私婦塢壁田舍 (E. P. T 51. 74)  
というような簡から吏の職務不履行に関する職務であろうと思われる。
- (25) 候官の長である候が候官内の吏に対して監督責任を負ったのかについては、佐原氏(前掲論文<sup>(16)</sup>)が劾状による吏の職務不履行が明らかになるとそれに対する詫び状を候が都尉府に送付することから、その実態がうかがえると指摘している。
- (26) 候史について述べたものに、高栄・張榮芳「漢簡所見的“候史”」(『中国史研究』2004-2)があるが、候長と候史の関係や、その所在地など、未だ不明な部分も多い。なお、候史については別稿を用意している。

(関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程)